

災害時にペットとの避難を確実に実現するための課題に関する基礎的研究

龍谷大学 壽崎かすみ

アブストラクト

阪神淡路大震災の後、地震、津波、洪水などの自然災害発生時に家庭で飼育されている犬や猫(以下「ペット」)への対応が問題として顕在化した。東日本大震災では家畜も含め大きな被害があり、福島原発危険区域からの避難でペットが残された。結果として野生化された犬・猫が増えるなど問題となった。このような事態を踏まえ環境省は「ペット同行避難」を打ち出した。しかし、熊本地震、2020年7月の熊本豪雨を見る限り現場は混乱しており、ペットとの避難を確実になものとするための準備が法制度、社会状況そして飼い主にも必要な状況にある。

具体的に何が必要なのかを知る手がかりとして、イギリスおよびアメリカ合衆国の災害時のペット対応を、イギリスではThe Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA)の資料をもとに、アメリカ合衆国では既往研究およびFederal Emergency Management Agency (FEMA)などの資料をもとに調査した結果を報告する。

イギリスでは、Animal Welfare Act に従うとEngland および Wales では災害時のペットの安全確保は飼い主の責務とされている。しかし、実際にはペットの避難所を設ける自治体等もあり、RSPCA が様々な形で支えている。アメリカ合衆国では2005年のハリケーン・カタリナで甚大な被害が出たあとPet Evacuation Transportation Standards Act (PETS Act)を制定し、州および地方政府の災害対策計画にペットの避難を書き込むことが義務づけられた。この法律をもとに、コミュニティレベルでのペット救助組織づくりが進んでいる。この組織は、獣医師会等と連携して災害時に動物の救護にあたる。また、Animal Welfare Act に基づき動物の管理を専門とするAnimal Controlという職種があり多くの場合公務員として働いている。災害時の動物対応はAnimal Controlの責務となる。甚大災害と認定されればペットの避難所の運営費用等には公的資金が与えられる。災害時のペットの保護についてアメリカ合衆国国内ではまだまだ、議論も課題もあるようであるが、大きな枠組みは整っているといえそうである。

翻って日本では、法的根拠、救助組織、費用のすべてについてこれから社会的合意をつくっていかねばならない。同行避難のあるべきモデルをつくり、それを社会で共有する。そして同行避難ができるように、法律を整え、社会の合意をつくり、飼い主は社会的合意にあわせたしつけ等の飼養をしていく必要があることが明らかになった。

A basic study to carry out evacuation with companion animals in case of disaster

Ryukoku University Kasumi Susaki

Abstract

Hanshi-Awaji Earthquake Disaster revealed a Japanese issue of pet (dog and cat) evacuation when big disasters came. At Higashi-Nihon Earthquake Disaster, many pets and livestock were sacrificed because they were abandoned by their owners. As a result they became feral dogs, cats, and livestock and it costed a lot to get them for public health. Because of these trouble, Ministry of Environment ordered “evacuation with pets” to all pet owners. When Kumamoto Earthquake happened, many pet owners and shelter managers confused. Some shelters accepted pet and others rejected and pet owners were at a loss.

In Japan it is necessary to prepare disasters including pet evacuation. The preparation includes legal matters, social agreements, and pet owners preparations for pets including vaccination, training and etc.

In this study the emergency preparations for pets in U.K. and U.S. were referred to know the lack of Japanese preparation. In U.K. the Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA) edited a handbook for emergency preparations of pet. In U.S. there are many preceding studies and Federal Emergency Management Agency (FEMA) edited a guidebook for emergency preparation of pet. These documents were analyzed and the results reveals the points that should be discussed in Japan.

In U.K. according to Animal Welfare Act, governments of England and Wales have no role on pet evacuation. Only owners have role to guard their animals. But actually RSPCA supports owners to guard their animals. In U.S. the Hurricane Katrina left big damage including sacrifices of pets and Pet Evacuation Transportation Standards Act (PETS Act) was on operation. PETS Act orders all States and local governments to include pet evacuation to their emergency plans. PETS Act leads States and local governments to make organizations to rescue animals, and the percentage of States and local governments which have the organization becomes bigger and bigger. Moreover Animal Welfare Act sets public officers called Animal Control whose mission is guarding animals. According to researches, there are many discussions and matters in emergency preparations of pet but framework is already built.

In Japan, lack of legislation, lack of organization, and lack of bouget are there. Japanese society should make consensus to these matters. The first thing to do is setting a model of evacuation with pets and share it among society. Brushing up legislation enough to carry on evacuation with pets. A consensus in society is needed and pet owners should perform their role including vaccination, training which level is a kind of social consensus. This paper make it clear these matters.

災害時にペットとの避難を確実に実現するための課題に関する基礎的研究

龍谷大学 壽崎かすみ

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

阪神淡路大震災の後、地震、津波、洪水などの自然災害発生時に、家庭で飼育されている犬や猫(以下「ペット」)への対応が問題として顕在化した。東日本大震災では家畜も含め大きな被害があり、福島原発危険区域からの避難でペットが残された。結果として野生化した犬・猫が増えるなど問題となった。このような事態を踏まえ環境省は「ペット同行避難」を打ち出した。しかし、熊本地震でも現場はペットの扱いについて混乱した。それを踏まえ環境省は2018年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を改訂した。しかし本年(2020年)の熊本豪雨の避難でも混乱はおきた。

阪神淡路大震災で顕在化した災害時のペットへの対応という課題は、行政主導で施策が提案され、ペットの救援活動を行うNPO等も増えて改善がみられるが、十分機能しているとは言い難い。

本論文では、災害発生時のペットとの避難を確実に実行可能なこととするために検討が必要な事項を、イギリスおよびアメリカ合衆国の災害時のペットへの対応を参考にしつつ、日本で可能な方策の必要性を明らかにする。

1.2 既往研究

災害時のペットの扱いをめぐる研究は日本ではほとんど行われていない。社会学分野で東日本大震災および熊本地震の際にペットを受け入れた避難所、仮設住宅等に関するケーススタディが行われているのがほぼすべてである(加藤, 2013)(加藤, 2017)(徳田, 2016)(徳田, 2018)(梶原, 2019)。それ以外は東日本大震災でペットの救援活動を行った動物愛護団体、獣医師会等からの報告にとどまる。

イギリスは自然災害は少ないが、The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA)がサポートしている。アメリカ合衆国は台風、竜巻、地震と自然災害の多い国であり、災害時の動物の扱いについても、心理学、獣医学分野での研究、災害対応の政策研究がある。

1.3 研究方法

本研究では、イギリスおよびアメリカ合衆国の先行研究、災害時に救護活動する団体等の文書等を収集し、日本の関連法令、各種団体が作成した文書、東日本大震災、熊本地震のレポート、2020年7月熊本豪雨時の状況をSNSおよびインターネットを通じて知れた範囲ではあるが整理して分析し、日本の災害時のペット対応を現実のものとするために何を検討すべきかを明らかにする。

2. 災害時の避難とペット

2.1 日本の同行避難

日本では1995年の阪神淡路大震災で逸走動物への対応が必要な状況が生まれ「緊急災害時動物救援本部」が設立された(加藤, 2013)。これ以前は災害時のペットへの対応について検討されてこなかった。いかにえると、社会の変化によりペットを飼育する家庭が増加し、また、室内飼育の普及などからペットが家族の一員となったという一連の変化があってはじめて、ペットの避難・救助ということが社会の課題として現れたといえる(加藤, 2018)。

阪神淡路大震災以降、巨大災害発生時には環境省所管の(社)日本動物福祉協会など4団体と(社)日本獣医師会が動物救護本部を組織し、各地の行政・獣医師会と連携して被災動物の救援を行う体制が構築された。また、動物愛護団体・NPOなど動物にかかわる様々な立場の団体・個人が災害時の活動に関わるようになってきた。

2011年の東日本大震災は被災地のペットにも大きな影響をおよぼした。救護本部も設置され、また獣医師会、愛護団体、個人が様々な立場から救援を行った。しかし愛護団体などの中には「保護」と称して飼い主への断りなくペットを連れ去り販売する、あるいは新しい里親に渡すなどの行為をすることであり、批判がおきた(田丸, 2012)。

このような経過を経て環境省は「ペット同行避難」を打ちだし、災害基本計画で各自治体に計画書にペットの避難を含めるとしたが法的拘束力を持たないという問題がある(林, 2015)。環境省は「ペット同行避難」を「ペットと一緒に避難すること」としているが「ペットと避難所で一緒にいられること」と理解する人もおり混乱が大きい(平井, 2017)(加藤, 2017)。

熊本地震の際も発災直後はペットと人が同じ室内にいた避難所があったことが報告されている。その一方で、避難所ではペットと一緒にいられないことを理由に車中泊をする人、避難を躊躇する人もいたことが報告されている(平井, 2017)。災害の現場に共通認識がなく、混乱がおきた。この結果もふまえて環境省は2018年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を改訂した。しかし2020年7月の熊本豪雨でもペットの受け入れで混乱があった(CDCA, 2020)。

2.2 RSPCA の資料に見るイギリスの動物避難

Animal Welfare Act に従えば England と Wales では自治体には災害時の避難計画の中で動物の福祉を守る法的義務はない。RSPCA は冊子 Contingency planning A Good Guide to Good Practice (RSPCA, 2019) を発行し自治体にすべて動物の避難を考慮した災害対策の策定を要請し、また優れた計画を表章している。イギリスでは現在45~47%の家庭が少なくとも1匹ペットを飼育しており、ペットを残しての避難を拒否する住民もいることが指摘されている。ペットの福祉を守る義務は飼い主にあり、飼い主が危険ならペットも危険で必ず一緒に避難するようにとされている。

ペットを受け入れる避難所は人とは別室で場所を設けてペットを預かる。餌、水の準備および世話は飼い主の責務である(Kent, 2017)。ペット受け入れ可の避難所はなく、ペットホテルやペットシェルターを探すことを住民に指示する自治体もある(Staffordshire, 2020)。このような状況であるが、RSPCA が仮設のペット避難所設置に利用できるクレート(犬や猫をいれるケージ)等を常に備蓄しており、一定の対応ができる。ペットを残して避難した場合は「ペットがいます」の張り紙をしておけば、RSPCA のメンバーが後日救助するとしている(RSPCA, 2019)。

2.3 アメリカ合衆国の PETS Act とペット同行避難

アメリカ合衆国は2005年のハリケーン・カトリーナでペットにも甚大な被害がでた。2006年に The Pets Evacuation and Transportation Standards Act (PETS Act) を制定し、州政府および地方政府は災害対策計画にペットの避難を含めることが定められた。しかし避難所にペット受け入れ態勢をとることを義務付けていないことが不十分との指摘もある。

アメリカ合衆国ではペット飼育者の避難行動、災害時にペットを失うことが飼育者のトラウマとなることなどについて研究が重ねられている(Lowe et.al, 2009)(Heath & Linnabary, 2015)(Spain et.al, 2017)。ペット飼育者は1)ペットと一緒に避難できないと避難を拒否する場合がある、2)American Red Cross の避難所はペットは受け入れない(American Red Cross, 2012)、ペットを預けられるところを知らないと避難を拒否する傾向がある、3)ペットを残して避難した場合、安全が確認される前にペット救出のため自宅に戻る危険を冒す傾向があることが指摘されている。さらにペット飼育者の意図に関わらず、ペットがいると持ち出し品が増えることなどから避難に時間がかかることも指摘されている。アメリカ合衆国では68%の人がペットを飼育しているという推計があり、ペット飼育者の円滑な避難のためには、ペットも一緒に避難できるようにする必要があるという事実が、ペットの避難について議論するひとつの根拠となっている(Former & DeYoung, 2019)。

アメリカ合衆国のペット飼育者用避難パンフレット American Veterinary Medical Association (AVMA) (AVMA, 2015)、American Red Cross (2020) には、友人・知人宅への避難、ペット同伴可のホテルへの避難、ペットだけペットシェルター、ペットホテル、獣医師に預けることを事前に検討しておくことを勧めている。しかし自動車の利用が前提であり、自家用車を所有できない低所得世帯などは避難できない。そのため、地域の避難所が同一敷地あるいは同じ建物内別室にペット避難所を設ければ飼い主が世話をでき安上がりであることが検討されている。個人の家、ペット同伴可のホテルを利用する場合以外、飼い主とペットは避難時に同室にはいられない。

3. 災害時のペットへの対応

3.1 日本の現状

(1) 法的根拠等

災害発生時のペット救護の法的根拠は、日本獣医師会がまとめた「災害時動物救護の地域ガイドライン」(日本獣医師会、2018)に整理されている。災害発生時の救護活動に関わる基本法である「災害対策基本法」、「災害救助法」は獣医療や被災動物を対象としていない。「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動管法」)は第二章第六条「2 都道府県が定める「動物愛護管理推進計画」に「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策のための事項」を定めなければならない」とある。第38条で動物愛護推進員の活動として「五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする」とある。防災基本計画第2編第1章第3節2「(1)防災知識の普及」の、普及啓発を図るべき事項として「飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備」が挙げられている。第2編第2章第6節3指定避難所の「(2)避難所の運営管理等」の中に「必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。」の一文がある。

「同行避難」について避難所での対応は「必要に応じ」で義務ではない。動管法は飼い主に終生飼養を義務づけており、避難所の対応、その後の仮設住宅等の対応と法律上の齟齬があるとの指摘もある(吉田、2015)

ペットの受け入れを可とする避難所でも小学校の校庭の一部を利用する計画になっているケースもあり、風水害の際の受け入れ態勢と考えると、適正飼養が確保できるか疑問が残る。また、ペットの避難に関わることは住民に対し「普及啓発を図る事項」とされているが、動物愛護団体等のWebページなどでは「お住まいの自治体の避難所については事前に確認をしておくこと」が推奨されており、定められた事項と現状の間に乖離がある。このような状況が、災害発生時の避難現場の混乱の原因となっていると考える。

(2) 動物の救援にあたる組織

阪神淡路大震災の後にはじめて「動物救護本部」が設けられ、東日本大震災のときは動物救護本部に加えて動物愛護団体・NPO、個人が救護のため現地にはいった。しかし救護活動にあたった諸団体・個人の間にはコンセンサスがなく、飼い主の所有権を冒すリスクのある活動も含め、トラブルがあったことが報告されている。また、救護活動のため現地入りした団体に実際の災害現場での救護活動の経験のあるスタッフがほとんどいないため、救護活動についての統一的な見解がなかったという報告もある(田丸、2012)。東日本大震災のさいには、動物救護本部、獣医師会すら手探り状態であった。2018年の環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂内容が全国各地の自治体、そして住民に浸透しているとは言えないことは2020年の熊本豪雨で明らかになった。

3.2 アメリカ合衆国の制度と組織

(1) 法的裏付けと活動の目的

PETS Act の施行により災害対策計画にペットの避難を加えることが義務づけられた。ペットシェルターなども避難計画を作成することが義務づけられている。Federal Emergency Management Agency (FEMA, 2010)によれば、現在アメリカ合衆国の63%の世帯がペットを飼っており、ペットがいることにより避難が進まないこと、置いてきたペットを助けるための危険区域への立ち入りが起きることから、避難者の中に動物アレルギーのある人、恐怖心を抱く人がいることなどを考慮したうえでペットの避難所を開設することが推奨される。United States Department of Agriculture APHIS ANIMAL CARE が技術的なサポートをして計画の準備をリードする。計画されるべき内容は命を助けること、市民の健康と安全を守ること、公的・私的財産へのダメージを抑えることである。

(2) 救援にあたる組織・団体

法律では緊急時用ペット避難所の設置・運営、ペットのレスキューは州政府と地方政府に認められた業務である。実際には州政府や地方政府と契約した機関、NPO等が活動を行う場合もあるが、経費は州政府または地方政府経由でのみ支払われる。Animal Welfare Act に対応して働く公務員 Animal Control という職があり、動物の扱いと法についての専門家である。災害時の逸走動物の保護・管理は動物愛護団体、ペットシェルターと協力して行うが、所有者への返還は Animal Control のオフィスが行う(FEMA, 2010)。

PETS Act が施行されたことでState Animal Response Team (SART)、County Animal Response Team (CART)を 設置する動きが進んでいる。災害発生時に動物の命を救うには24から48時間以内の救援活動が重要であるが人命救助に集中していて動物はあとになる。しかし、ペットのそばを離れたくない人間が現場にいる可能性もあり、このタイミングで動物の救援にあたる組織があることは重要であるとしている。カウティレベルの災害対策計画に CART を組み込むことは重要であり、CARTのメンバーは動物の扱いと Incident Command System の専門的トレーニングを受け、動物救護に意欲のある人である必要がある。近隣のCART同士で覚書を交わすこと、CART と地元の動物愛護団体・NPO 等と協働し公的認証をしておき、動物救護に動けることは重要である。CART あるいは SART は Veterinary Medical Rescue Corps、Emergency Management Assistance Compact など獣医学の専門家のサポートを得て活動する。使命は被害のアセスメント、ペットの避難と移動、サービスアニマルのサポート、ペットの緊急時避難所の設置、避難所内での緊急時の給餌を含む避難所運営、獣医学的ケアのトリアージと医療的ケア、生物的风险の管理、動物の除染、疫学的管理がある。逸走した動物の搜索と救出、飼い主とペットの再会、ペット死亡時の処置である。(Spain et.al, 2017)。

4. 日本の災害時ペット対応に必要なこと

4.1 同行避難の内容の整理

アメリカ合衆国の Animal Welfare Act に基づく動物の福祉は、1) 飢えと渇きからの自由、2) 不快な環境からの自由、3) 痛み、苦しみ、病気からの自由、4) 自然な動作をすることができる自由、5) 恐怖と苦痛からの自由の5つの自由を守ることとされている。ペットも知らない人間と長時間過ごすことは負担であり、福祉に反すると判断している。避難所となった体育館でペットと一緒に過ごすのは飼育者も負担だったという報告もある(平井, 2017)。同じ建物内あるいは同じ敷地内にペットの避難所が設けられることは東日本大震災や熊本地震でも行われたが(加藤, 2017)(徳田, 2018)、人とペットの双方にとって負担が少ない方法であると考えられる。ペットを預かるケージ等の大きさ、部屋の広さとケージの数等についてアメリカにはシェルター運営の規定がある。日本でも動管法改正で検討中であり、獣医学の観点からの検討が必要である。

次に同行避難は一緒に逃げるが、避難所では別室になることを広く周知することが必須である。現在はこの周知が不十分である。別室にする理由を丁寧に説明し平時に合意をつくる必要がある。またペットのいる空間が人のいる空間と比較して危険な場所ではないことを確約することも必要である。

さらに、自宅避難、親戚・知人宅への避難、それができないときは避難所へという分散避難が打ち出されたことと、都市部ではペット不可の住宅が多い現状を考慮するとペットのみを預かる施設の確保が必須となる。現在営業しているペットホテルだけでは不足することが予測できる。日本にはアメリカ合衆国のようなペットシェルターはほとんどない。臨時のペット避難所の開設・運営を検討する必要がある。

飼育者がペットを避難所に預けるには、ペットホテルが通常要求する狂犬病予防接種、ワクチン接種、最低限のしつけができていないことが必要となる。最低限のしつけについての社会的コンセンサスをつくることも、課題である。

4.2 救護活動を行うために

(1) 何を根拠とするか

現在の日本には十分な根拠となる法律がない(日本獣医師会, 2018)。ペット飼育者の避難遅れを防ぐというアメリカ合衆国のような社会的合意もない。平井(2017)でも「災害支援活動の目的が、「動物救護」なのか「飼い主(人道)支援」なのか意識的に整理して考える必要がある。」とある。この目的を明確にし、動物救護の場合はそれにあたる組織や団体、個人を災害時に活動できるよう法的手続きをとる必要がある。飼い主(人道)支援の場合も同様である。これは救護活動に必要な費用負担の問題にもつながる。動管法の適正飼養にしても、自治体にそれをサポートする義務があることとペットの避難所での受け入れの間に乖離がある。

イギリスでは避難所がペット不可の場合、シェルターを紹介する場合もあり、シェルター費用は飼育者負担と明記され

ている。Animal Welfare Act に基づく救護であることから理由は明確である。RSCPA は動物救護の団体である。アメリカ合衆国は甚大災害と認定されるか等、災害の規模で救護の体制等も変わる。しかし動物の救護が PETS Act と Animal Welfare Act に基づき、Animal Control の責務であることは基本である。

(2) 救護を行う組織

日本獣医師会(2018)には「2007年に環境省が策定した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」は、緊急災害時における被災動物の救護活動を円滑に行う備えとして、地域の実情にあった「地域活動マニュアル」の策定、地方獣医師会と当該都道府県・政令市との「災害時の動物救護に関する協定」の締結を促すものであったが、2016年のアンケート調査の結果によると、25地方獣医師会がマニュアルを策定、34地方獣医師会が協定締結を完了しているが、全体の半数程度にとどまっている。」としている。また、日本獣医師会は災害時に動物救護活動を行うことは動物愛護の観点はもちろん、動物と一緒に避難できる環境を整えることで被災者の安全を確保し、被災飼い主の心の安定をもたらす、放浪動物による環境被害を防ぐことになり、放浪動物の発生を抑えることで放浪動物の捕獲収容などの社会的負担の低減にもつながるので、積極的に動物救護に関わることが重要であると述べている。

日本にはRSPCAのような大規模で潤沢な予算を持つ動物愛護団体はないこと、Animal Controlのような任務につき人手もないことを考えると、獣医師会のリーダーシップのもとで動物愛護団体が活動するという体制をとり、災害時の救護についてトレーニングされた人材を十分な数確保する方を検討する必要がある。

(3) 動物救護のコンセンサスづくり

東日本大震災のあとの動物救護活動に関わる団体間および各団体の中に災害時の動物救護に関するコンセンサスがなく、問題がおきたことが報告されている。このコンセンサスについても獣医師会が中心となって他の動物愛護団体等との間で「動物救護」に関するコンセンサスをつくり、一般市民にもそれを広げることを期待せざるえない。獣医師会の活動を外から動物愛護団体等が支えることが必要である。飼い主(人道)支援のための活動は一旦別のものとしてそれぞれ整理するべきと考える。

災害関連法令には獣医師の活動は規定されていないが(日本獣医師会, 2018)、動物救護に関わる法律・手続きを整備し、獣医師会をはじめとする団体が動物救護のために災害現場で活動しやすくすることも検討課題である。アメリカ合衆国で災害時の動物の扱いが Animal Control の職務となっていることは、手続き等が整備されていることを意味し、覚書を交わし、公的認証した民間の動物愛護団体の活動でも決まった手続きが取られることを担保していると考えられる。東日本大震災の際の混乱を繰り返さないためには法制度面の整備も必要である。

(4) 救護のための資金

諸団体が安心して安定的に活動するためには初期資金として現金の用意があり、活動を継続する資金が必要である。アメリカ合衆国には動物救護の初期費用を確保している自治体があるほか、AVMA は活動資金の寄付を日常的に募る AVMA Found を組織している。特に活動開始時の資金を確保することは今後の検討課題である。

5. まとめ

日本でペット同行避難を現実のものとするためには、「同行避難」の概念を整理し周知をはかることから始めて、根拠法の整備、救護を行える組織・団体を育成すること、動物救護の内容についてコンセンサスをつくること、そして救護に必要な資金の確保とあらゆるレベルに課題があることが明らかになった。飼育者の責務、ペットへのワクチン接種、必要なしつけも課題である。しつけは、時間がかかり、サポートも必要である。日本の都市の物理的条件、社会状況に合わせた取り組みを検討する必要がある。

参考文献

(梶原, 2019) 梶原はづき 『災害とコンパニオンアニマルの社会学』 第三書館, 2019

(吉田, 2015) 吉田眞澄 「動物愛護と大規模自然災害」 消費者法ニュース No.102, 2015.1, pp.215 - 217

(林, 2015) 林太郎 「被災動物の保護に憲法上の位置づけを」 消費者法ニュース No.102, 2015.1, pp.217

- (加藤, 2013) 加藤謙介 「「災害時におけるペット救援」に関する予備的考察—先行研究の概観及び新聞記事の量的分析より—」九州保健福祉大学研究紀要 14、2013、pp.1-11
- (加藤, 2017) 加藤謙介 「平成 28 年熊本地震における「ペット同行避難」に関する予備的考察 —益城町総合運動公園避難所の事例より—」九州保健福祉大学研究紀要 18、2017、pp.33-44
- (加藤, 2018) 加藤謙介 「平成 28 年熊本地震と「人とペットの減災」:「包摂／排除」の視点から」21世紀ひょうご 第 24 号、2018、pp.40-51
- (徳田, 2016) 徳田剛 「激甚災害被災地におけるペット飼育者支援に関する考察 —宮城県仙台市での取り組み事例から—」聖カタリナ大学 人間文化研究所紀要 第 21 号、2016、pp.33-49
- (徳田, 2018) 徳田剛 「新潟における災害時のペット同行避難者への対応についての考察」大谷大学 哲学論集 64 巻、2018、pp.30-46
- (田丸, 2012) 田丸勇祐 「東日本大震災におけるペット救援活動とその課題」コミュニティ心理学研究 第 15 巻 2 号、2012、pp.66-73
- (平井, 2017) 平井潤子 「動物医療支援学 第 9 回 熊本地震発生時からの活動と状況および災害救援活動の視点」Journal of modern veterinary medicine、Vol.26 No167、2017、pp.107-117
- (日本獣医師会, 2018) (公社)日本獣医師会 『災害時動物救護の地域活動ガイドライン』2018
- (American Red Cross, 2020) American Red Cross “Create an Emergency Plan for Your Pet” 2020
- (American Red Cross, 2012) American Red Cross “Sheltering Handbook Disaster Services” 2012
- (Ashley & Sarah, 2019) Ashley K. Farmer, Sarah E. DeYoung, *Emergency Management: Pets* L. R. Shapiro, M-H. Maras (eds.) “Encyclopedia of Security and Emergency Management Springer Nature Switzerland AG” 2019
- (ASCPA, 2020) American Society for the Prevention of Cruelty to Animals “Disaster Preparedness” 2020
- (AVMA, 2015) American Veterinary Medical Association “Saving the whole family disaster preparedness” 2015
- (CDCA, 2020) 社団法人 民間災害時動物救済本部 「7/14 追記 拡散！熊本県 ペット同行・同伴避難所について」<https://ameblo.jp/natsumint19/entry-12609783836.html> 2020 年 8 月 27 日アクセス
- (FEMA, 2010) Federal Emergency Management Agency (US) “Emergency Planning for Household Pets and Service Animals, Providing Rescue, Care, Shelter, and Essential Needs” 2010
- (Kent, 2017) Kent Fire & Rescue Service Headquarters “Kent & Medway Animal Evacuation and Shelter Plan” 2017
- (Irvine, 2007) Leslie Irvine, *Ready or Not: Evacuating an Animal Shelter During a Mock Emergency*, anthrozoos Vol.20 Issue 4, 2007, pp.355-364
- (RSPCA, 2019) The Royal Society for the Prevention of Cruelty “Contingency planning A GUIDE TO GOOD PRACTICE” 2019
- (Lowe et.al, 2009) Sarah R. Lowe, Jean E. Rhodes, Liza Zwiebach, Christian S. Chan, *The Impact of Pet Loss on the Perceived Social Support and Psychological Distress of Hurricane Survivors*, Journal of Traumatic Stress Vol.22 No.3, 2009, pp.244-247
- (Heath & Linnabary, 2015) Sebastian E. Heath, Robert D. Linnabary, *Challenges of Managing Animals in Disasters in the U.S.*, Animals 2015 5, pp.173-192
- (Spain et.al, 2017) C. Victor Spain, R. C. Green, Lacie Davis, Gregory S. Miller, Susan Britt, *The National Capabilities for Animal Response in Emergencies (NCARE) Study: An Assessment of US States and Counties*, Journal of Homeland Security and Emergency Management, 2017
- (Staffordshire, 2020) Staffordshire Civil Contingencies Unit “Pet Advice”